

泉大津市議会令和3年第3回定例会会議事項

(令和3年9月8日)

会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ペー ジ
報 告	1 5	専決処分報告の件（損害賠償の額の決定及び和解の件）	5
同	1 6	令和 2 年度泉大津埠頭株式会社経営報告の件	9
同	1 7	令和 2 年度泉大津市土地開発公社経営報告の件	1 1
議 案	3 9	泉大津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件	1 3
同	4 0	泉大津市立児童発達支援センター条例制定の件	2 7
同	4 1	泉大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び泉大津市個人情報保護条例の一部改正の件	3 7
同	4 2	泉大津市セーフコミュニティ基金条例の一部改正の件	4 3
同	4 3	泉大津市市税条例の一部改正の件	4 7
同	4 4	泉大津市手数料条例の一部改正の件	5 3
同	4 5	泉大津市学校給食費条例の一部改正の件	5 7
同	4 6	（仮称）小松公園整備外工事請負契約締結の件	6 3
同	4 7	令和 3 年度泉大津市一般会計補正予算の件	7 1
同	4 8	令和 3 年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算の件	1 0 1
同	4 9	令和 3 年度泉大津市病院事業会計補正予算の件	1 1 9
同	5 0	令和 2 年度泉大津市水道事業会計剰余金処分の件	1 2 7
認 定	1	令和 2 年度泉大津市一般会計及び特別会計決算認定の件	1 3 1

種 別	番 号	事 件 名	ページ
認 定	2	令和2年度泉大津市水道事業会計決算認定の件	1 3 3
同	3	令和2年度泉大津市下水道事業会計決算認定の件	1 3 5
同	4	令和2年度泉大津市病院事業会計決算認定の件	1 3 7

報告第 15 号

専 決 処 分 報 告 の 件

次の事件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 3 年 9 月 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専 決 番 号	9
専 決 年 月 日	令和 3 年 7 月 5 日
事 件 名	損害賠償の額の決定及び和解の件

専決第 9 号

損害賠償の額の決定及び和解の件

生活保護の相談において正確を欠く説明を行った結果、相談者に不要な転居先住居の賃貸料を支出させるに至った事案に係る損害賠償の額を定め、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 695 条の規定により和解する。

令和 3 年 7 月 5 日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

記

1 損害賠償の額（和解金額）

別紙のとおり

2 相手方の住所氏名

※※※※※※※※※※※※※※※※

※ ※ ※ ※

「別 紙」

損 害 賠 償 の 額 （ 和 解 金 額 ）

区 分	金 額	備 考
—	1 8 3 , 9 5 0 円	賃貸料補償費
計	1 8 3 , 9 5 0 円	

報告第 16 号

令和 2 年度泉大津埠頭株式会社経営報告の件

令和 2 年度泉大津埠頭株式会社の経営状況（別冊）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、市議会に報告する。

令和 3 年 9 月 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

報告第 17 号

令和 2 年度泉大津市土地開発公社経営報告の件

令和 2 年度泉大津市土地開発公社の経営状況（別冊）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、市議会に報告する。

令和 3 年 9 月 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

議案第 39 号

泉大津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する 条例制定の件

泉大津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

条例、規則等に基づく手続について、市民の利便性の向上並びに事務の簡素化及び効率化を図ることを目的に、情報通信技術を利用した申請、届出等を可能とするため、本条例を制定する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

泉大津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき大阪府条例により本市が処理することとされた事務に係る大阪府条例及び大阪府規則をいう。
- (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関又はこれらに置かれる機関
 - イ アに掲げる機関の職員であって法令（法律及び法律に基づく命令をいう。）又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの
 - ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって代えることができる。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料及び手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料及び手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則等で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を

することが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(手続等における情報通信技術の利用に関する規定の適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規

則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(泉大津市行政手続条例の一部改正)

2 泉大津市行政手続条例（平成10年泉大津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請内容」を加える。

第33条第4項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

(参 考)

泉大津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（案）要綱

本条例（案）は、条例、規則等に基づく手続について、市民の利便性の向上並びに事務の簡素化及び効率化を図ることを目的に、情報通信技術を利用した申請、届出等を可能とするため、条例を制定するものであること。

1 目的

情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とするものであること。（第1条）

2 定義

用語の意義は、次のとおりとするものであること。（第2条）

(1) 条例等 条例及び規則等（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定に基づき大阪府条例により本市が処理することとされた事務に係る大阪府条例及び大阪府規則をいう。

(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法令（法律及び法律に基づく命令をいう。）又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載

することをいう。

- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

3 電子情報処理組織による申請等

- (1) 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができるものであること。（第3条第1項）
- (2) (1)の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用するものであること。（第3条第2項）
- (3) (1)の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなすものであること。（第3条第3項）

- (4) 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを(1)の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。8において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができるものであること。（第3条第4項）
- (5) 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料及び手数料の納付の方法が規定されているものを(1)の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料及び手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができるものであること。（第3条第5項）
- (6) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに(1)の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、(1)から(5)までの規定を適用する。この場合において、(2)中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（(6)の規定により(1)の規定を適用する部分に限る。以下(2)から(5)までにおいて同じ。）」とするものであること。（第3条第6項）

4 電子情報処理組織による処分通知等

- (1) 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限るものであること。（第4条第1項）

- (2) (1)の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用するものであること。(第4条第2項)
- (3) (1)の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなすものであること。(第4条第3項)
- (4) 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを(1)の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができるものであること。(第4条第4項)
- (5) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに(1)の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、(1)から(4)までの規定を適用する。この場合において、(2)中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等 ((5)の規定により(1)の規定を適用する部分に限る。以下(2)から(4)までにおいて同じ。)」とするものであること。(第4条第5項)

5 電磁的記録による縦覧等

- (1) 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができるものであること。(第5条第1項)
- (2) (1)の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたもの

とみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用するものであること。(第5条第2項)

6 電磁的記録による作成等

- (1) 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができるものであること。(第6条第1項)
- (2) (1)の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用するものであること。(第6条第2項)
- (3) 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを(1)の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができるものであること。(第6条第3項)

7 手続等における情報通信技術の利用に関する規定の適用除外

次に掲げる手続等については、3から6までの規定は、適用しないものであること。(第7条)

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(3(1)、4(1)、5(1)又は6(1)の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

8 添付書面等の省略

申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当

該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないものであること。(第8条)

9 情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表

市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例(案)の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとするものであること。(第9条)

10 委任

この条例(案)に定めるもののほか、この条例(案)の施行に関し必要な事項は、規則等で定めるものであること。(第10条)

11 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例(案)は、公布の日から施行するものであること。(附則第1項)

(2) 泉大津市行政手続条例の一部改正

泉大津市行政手続条例第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請内容」を加え、第33条第4項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を加えるものであること。(附則第2項)

議案第 40 号

泉大津市立児童発達支援センター条例制定の件

泉大津市立児童発達支援センター条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

障害児及び障害の疑いがある児童に必要な支援を行うことを目的に、本市に児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 43 条第 1 号に規定する福祉型児童発達支援センターを設置するため、本条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市立児童発達支援センター条例（案）

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条第1号に掲げる福祉型児童発達支援センターとして、障害児の日常生活における基本的な動作の習得、自立のために必要な知識及び技能の習得並びに集団生活への適応を支援するとともに、障害児及び障害の疑いのある児童に係る相談を実施するため、泉大津市立児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 泉大津市立児童発達支援センター
- (2) 位置 泉大津市高津町3番19号

（事業）

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業
- (2) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援を行う事業
- (3) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を行う事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第18項に規定する障害児に係る計画相談支援を行う事業
- (5) 障害者総合支援法第5条第19項に規定する障害児に係る基本相談支援を行う事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するため市長が適当と認める事業

（利用者の範囲）

第4条 センターを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第21条の5の5第1項の規定による障害児通所給付費等の支給の決定に係る児童
- (2) 法第21条の6の規定による措置を受けた児童
- (3) 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者
- (4) 障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等（18歳未満の者に限る。）の保護者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(利用の制限)

第5条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を拒むことができる。

- (1) 感染症に罹患しているとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) センターの建物、設備又は備品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

(使用料の納付)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる区分に応じた額の使用料を納付しなければならない。

- (1) 児童発達支援 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する通所特定費用（以下「通所特定費用」という。）の合計額
- (2) 保育所等訪問支援 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- (3) 障害児相談支援 法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- (4) 計画相談支援 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

2 前項に掲げるもののほか、センターで行う事業に係る使用料は、法令の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び通所特定費用の合計額とする。

(損害賠償の義務)

第7条 利用者は、センターの建物、設備又は備品を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第8条 市長は、センターの設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

第9条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) センターの運営に関する業務
- (2) 第3条の事業に関する業務
- (3) センターの施設、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上、市長が必要と認める業務

(利用料金等)

第10条 市長は、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合は、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、第6条の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、第3条各号に掲げる事業に応じ、第6条に定める使用料の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者がセンターの管理を行う場合において、指定管理者は、関係法令及び条例の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(指定管理者による管理の場合の読替え)

第12条 第8条の規定に基づき指定管理者にセンターの管理を行わせる場合にお

いては、第 5 条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第 8 条に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(泉大津市議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用をさせることに関する条例の一部改正)

3 泉大津市議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用をさせることに関する条例（昭和 39 年泉大津市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

(23) 泉大津市立児童発達支援センター

(参 考)

泉大津市立児童発達支援センター条例（案）要綱

本条例（案）は、障害児及び障害の疑いがある児童に必要な支援を行うことを目的に、本市に児童福祉法（以下「法」という。）第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターを設置するため、条例を制定するものであること。

1 設置

法第43条第1号に掲げる福祉型児童発達支援センターとして、障害児の日常生活における基本的な動作の習得、自立のために必要な知識及び技能の習得並びに集団生活への適応を支援するとともに、障害児及び障害の疑いのある児童に係る相談を実施するため、泉大津市立児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置するものであること。（第1条）

2 名称及び位置

センターの名称及び位置は、次のとおりとするものであること。（第2条）

- (1) 名称 泉大津市立児童発達支援センター
- (2) 位置 泉大津市高津町3番19号

3 事業

センターは、次に掲げる事業を行うものであること。（第3条）

- (1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業
- (2) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援を行う事業
- (3) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を行う事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第18項に規定する障害児に係る計画相談支援を行う事業
- (5) 障害者総合支援法第5条第19項に規定する障害児に係る基本相談支援を行う事業
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するため市長が適当と認める事業

4 利用者の範囲

センターを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する者とするものであること。（第4条）

- (1) 法第21条の5の5第1項の規定による障害児通所給付費等の支給の決定に係る児童
- (2) 法第21条の6の規定による措置を受けた児童
- (3) 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者
- (4) 障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等（18歳未満の者に限る。）の保護者
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める者

5 利用の制限

市長は、利用者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、利用を拒むことができるものであること。（第5条）

- (1) 感染症に罹患しているとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) センターの建物、設備又は備品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

6 使用料の納付

- (1) 利用者は、次のアからエまでに掲げる区分に応じた額の使用料を納付しなければならないものであること。（第6条第1項）

ア 児童発達支援 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する通所特定費用（以下「通所特定費用」という。）の合計額

イ 保育所等訪問支援 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

ウ 障害児相談支援 法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

エ 計画相談支援 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

- (2) (1)に掲げるもののほか、センターで行う事業に係る使用料は、法令の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び通所特定費用の合計額

とするものであること。(第6条第2項)

7 損害賠償の義務

利用者は、センターの建物、設備又は備品を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならないものであること。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでないものであること。(第7条)

8 指定管理者による管理

市長は、センターの設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができるものであること。(第8条)

9 指定管理者に行わせる業務の範囲

8の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとするものであること。(第9条)

- (1) センターの運営に関する業務
- (2) 3の事業に関する業務
- (3) センターの施設、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、センターの管理上、市長が必要と認める業務

10 利用料金等

- (1) 市長は、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合は、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができるものであること。(第10条第1項)
- (2) (1)の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、6の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならないものであること。(第10条第2項)
- (3) 利用料金の額は、3に掲げる事業に応じ、6に定める使用料の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとするものであること。
(第10条第3項)

11 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者がセンターの管理を行う場合において、指定管理者は、関係法令及び条例の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならないものであること。(第 11 条)

1.2 指定管理者による管理の場合の読替え

8 の規定に基づき指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、5 中「市長」とあるのは、「指定管理者」とするものであること。(第 12 条)

1.3 委任

この条例（案）の施行に関して必要な事項は、市長が別に定めるものであること。(第 13 条)

1.4 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例（案）は、規則で定める日から施行するものであること。(附則第 1 項)

(2) 準備行為

8 に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為その他この条例（案）の施行に必要な準備行為は、この条例（案）の施行の日前においても行うことができるものであること。(附則第 2 項)

(3) 泉大津市議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用をさせることに関する条例の一部改正

泉大津市議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用をさせることに関する条例第 3 条に泉大津市立児童発達支援センターを加えるものであること。(附則第 3 項)

議案第 4 1 号

泉大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び泉大津市個人情報保護条例の一部改正の件

泉大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び泉大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）が改正されたことに伴う引用法の条項ずれ等について、規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び泉大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）

（泉大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第1条 泉大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年泉大津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

（泉大津市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 泉大津市個人情報保護条例（平成10年泉大津市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第25条第3項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

泉大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び泉大津市個人情報保護条例新旧対照表

第 1 泉大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「法」という。） 第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 1 9 条第 1 1 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 （特定個人情報の提供） 第 5 条 法第 1 9 条第 1 1 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の照会機関の欄に掲げる機関が、同表の提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求	（趣旨） 第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「法」という。） 第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 1 9 条第 1 0 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 （特定個人情報の提供） 第 5 条 法第 1 9 条第 1 0 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の照会機関の欄に掲げる機関が、同表の提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求

改 正 案	現 行
めた場合において、同表の提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。	めた場合において、同表の提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
2 (略)	2 (略)

第2 泉大津市個人情報保護条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
（訂正等の請求に対する決定等） 第25条 実施機関は、訂正等の請求があったときは、訂正等請求書を受理した日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正等の請求に係る個人情報の訂正又は利用停止をするか否かの決定を行わなければならない。 2 実施機関は、前項の規定により訂正等の請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正又は利用停止をする旨の決定を行ったときは、速やかに、訂正又は利用停止を行った上、訂正等の請求をした者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。 3 前項の場合において、必要があると認めるときは、実施機関は、訂正に係る個人情報等の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣</u>	（訂正等の請求に対する決定等） 第25条 実施機関は、訂正等の請求があったときは、訂正等請求書を受理した日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正等の請求に係る個人情報の訂正又は利用停止をするか否かの決定を行わなければならない。 2 実施機関は、前項の規定により訂正等の請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正又は利用停止をする旨の決定を行ったときは、速やかに、訂正又は利用停止を行った上、訂正等の請求をした者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。 3 前項の場合において、必要があると認めるときは、実施機関は、訂正に係る個人情報等の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣及び</u>

改 正 案	現 行
及び番号法第 19 条第 8 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。 4 及び 5 （略）	番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。 4 及び 5 （略）

議案第 4 2 号

泉大津市セーフコミュニティ基金条例の一部改正の件

泉大津市セーフコミュニティ基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

セーフコミュニティの認証が令和 3 年 1 0 月 2 8 日をもって期限を迎えることに伴い、「セーフコミュニティ」の名称が使用できなくなるため、セーフコミュニティ基金についての名称変更を行うとともに所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市セーフコミュニティ基金条例の一部を改正 する条例（案）

泉大津市セーフコミュニティ基金条例（平成２６年泉大津市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

泉大津市安全・安心なまちづくり連携活動基金条例

第１条を次のように改める。

（設置）

第１条 泉大津市の安全・安心に係る活動を市民と連携し、推進することを目的として、泉大津市安全・安心なまちづくり連携活動基金（以下「基金」という。）を設置する。

附 則

この条例は、令和３年１０月２９日から施行する。

(参 考)

泉大津市セーフコミュニティ基金条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>泉大津市安全・安心なまちづくり連携活動基金条例</u> <u>(設置)</u> <u>第1条 泉大津市の安全・安心に係る活動を市民と連携し、推進することを目的として、泉大津市安全・安心なまちづくり連携活動基金（以下「基金」という。）を設置する。</u>	<u>泉大津市セーフコミュニティ基金条例</u> <u>(設置)</u> <u>第1条 世界保健機関（WHO）地域安全向上推進協働センターの推奨するセーフコミュニティ活動を推進することを目的として、泉大津市セーフコミュニティ基金（以下「基金」という。）を設置する。</u>

議案第 43 号

泉大津市市税条例の一部改正の件

泉大津市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）の公布に伴い、個人市民税における医療費控除の特例について所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第 号

泉大津市市税条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市市税条例（昭和 39 年泉大津市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 条の 3 中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(参 考)

泉大津市市税条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、個人市民税における医療費控除の特例について所要の改正を行うものであること。

1 改正の内容

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の個人市民税における医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、その控除適用期間を5年間延長し、令和9年度までとするものであること。（附則第8条の3関係）

2 施行期日

この条例（案）は、令和4年1月1日から施行するものであること。

泉大津市市税条例新旧対照表

改 正 案	現 行
附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第 8 条 の 3 平成 3 0 年度から <u>令和 9 年度</u> までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 1 3 条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項（第 2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 3 1 4 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。	附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第 8 条 の 3 平成 3 0 年度から <u>令和 4 年度</u> までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 1 3 条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項（第 2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 3 1 4 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

議案第 44 号

泉大津市手数料条例の一部改正の件

泉大津市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が改正され、地方公共団体情報システム機構において個人番号カードの再発行に係る手数料を徴収することとなったことに伴い、同カードの再交付に係る手数料の規定を削除する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第 号

泉大津市手数料条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市手数料条例（平成 12 年泉大津市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中 20 の項を削り、21 の項を 20 の項とし、22 の項から 76 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表備考中「75 の項」を「74 の項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

泉大津市手数料条例新旧対照表

改 正 案	現 行																						
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																						
<table> <tr> <th>手数料を徴収する事項</th><th>手数料の金額</th></tr> <tr> <td>1～19 （略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td><u>20～73</u> （略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td><u>74</u> （略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td><u>75</u> （略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	手数料を徴収する事項	手数料の金額	1～19 （略）	（略）	<u>20～73</u> （略）	（略）	<u>74</u> （略）	（略）	<u>75</u> （略）	（略）	<table> <tr> <th>手数料を徴収する事項</th><th>手数料の金額</th></tr> <tr> <td>1～19 （略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td><u>20 個人番号カードの 再交付</u></td><td><u>1件につき 800円</u></td></tr> <tr> <td><u>21～74</u> （略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td><u>75</u> （略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td><u>76</u> （略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	手数料を徴収する事項	手数料の金額	1～19 （略）	（略）	<u>20 個人番号カードの 再交付</u>	<u>1件につき 800円</u>	<u>21～74</u> （略）	（略）	<u>75</u> （略）	（略）	<u>76</u> （略）	（略）
手数料を徴収する事項	手数料の金額																						
1～19 （略）	（略）																						
<u>20～73</u> （略）	（略）																						
<u>74</u> （略）	（略）																						
<u>75</u> （略）	（略）																						
手数料を徴収する事項	手数料の金額																						
1～19 （略）	（略）																						
<u>20 個人番号カードの 再交付</u>	<u>1件につき 800円</u>																						
<u>21～74</u> （略）	（略）																						
<u>75</u> （略）	（略）																						
<u>76</u> （略）	（略）																						
備考 <u>74</u> の項の許可については、広告物及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなし、当該広告物の掲出物件についての手数料を徴収する。	備考 <u>75</u> の項の許可については、広告物及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなし、当該広告物の掲出物件についての手数料を徴収する。																						

議案第 4 5 号

泉大津市学校給食費条例の一部改正の件

泉大津市学校給食費条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

小学校において実施している学校給食に係る学校給食費を市の予算に計上して管理を行い、その会計の公正性及び透明性を確保するとともに、「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について（通知）（令和元年 7 月 3 1 日付け元文科初第 5 6 1 号）」を踏まえ、教員の業務負担軽減を図るため、学校給食費の徴収に関して所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市学校給食費条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市学校給食費条例（平成 30 年泉大津市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「中学校」を「小学校及び中学校」に改める。

第 2 条第 5 号中「生徒」を「児童又は生徒」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同条第 2 号中「中学校」を「小学校及び中学校」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号中「(昭和 40 年泉大津市条例第 4 号)」を削り、同号を同条第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 小学校 泉大津市立学校園条例（昭和 40 年泉大津市条例第 4 号）第 3 条に掲げる小学校をいう。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

泉大津市学校給食費条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。次条において「法」という。）の規定に基づき市が<u>小学校及び中学校</u>で実施する学校給食に係る学校給食費の徴収について必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>小学校</u> 泉大津市立学校園条例（昭和40年泉大津市条例第4号）第3条に掲げる小学校をいう。 (2) <u>中学校</u> 泉大津市立学校園条例第4条に掲げる中学校をいう。 (3) <u>学校給食</u> 法第3条第1項に規定する学校給食のうち、<u>小学校及び中学校</u>において実施する給食をいう。	(趣旨) 第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。次条において「法」という。）の規定に基づき市が<u>中学校</u>で実施する学校給食に係る学校給食費の徴収について必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>中学校</u> 泉大津市立学校園条例（昭和40年泉大津市条例第4号）第4条に掲げる中学校をいう。 (2) <u>学校給食</u> 法第3条第1項に規定する学校給食のうち、<u>中学校</u>において実施する給食をいう。

改 正 案	現 行
(4) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。 (5) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準ずる者として規則で定める者をいう。 (6) 学校給食費負担者 学校給食を受ける<u>児童又は生徒</u>の保護者等及び教職員その他学校給食を受ける者をいう。	(3) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。 (4) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準ずる者として規則で定める者をいう。 (5) 学校給食費負担者 学校給食を受ける<u>生徒</u>の保護者等及び教職員その他学校給食を受ける者をいう。

議案第 4 6 号

(仮称) 小松公園整備外工事請負契約締結の件

(仮称) 小松公園整備外工事請負契約を次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年泉大津市条例第 6 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | | |
|---|---------|--------------------------|
| 1 | 契 約 金 額 | 1, 0 7 4, 4 3 1, 6 0 0 円 |
| 2 | 契約の相手方 | 所 在 大阪市西区阿波座一丁目 9 番 9 号 |
| | 名 称 | T S U C H I Y A 株式会社関西支社 |
| | | 取締役常務執行役員支社長 増 田 亮 一 |

(参 考)

工事概要 (仮称) 小松公園整備外工事一式

(仮称) 小松公園整備 2.0 ha

民間活用用地整備 1.5 ha

小松町4号線道路改良 257 m

菅原小松町線道路改良 182 m

工 事 請 負 仮 契 約 書 (概 要)

- 1 工 事 名 (仮称) 小松公園整備外工事
- 2 工 事 場 所 泉大津市小松町外地内
- 3 工 期 市議会で議決された日から令和5年3月15日まで
- 4 請負代金額 ￥1,074,431,600－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
￥97,675,600－
- 5 契約保証金 泉大津市財務規則(昭和44年泉大津市規則第7号)第114条(請負代金の100分の10に相当する額以上)又は第116条の規定による。

上記の工事について、発注者泉大津市と請負者T S U C H I Y A株式会社関西支社は、工事請負仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年泉大津市条例第6号)第2条の規定により市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和3年8月5日

発注者 泉大津市

代表者 泉大津市長 南 出 賢 一



請負者 大阪市西区阿波座一丁目9番9号

T S U C H I Y A株式会社関西支社

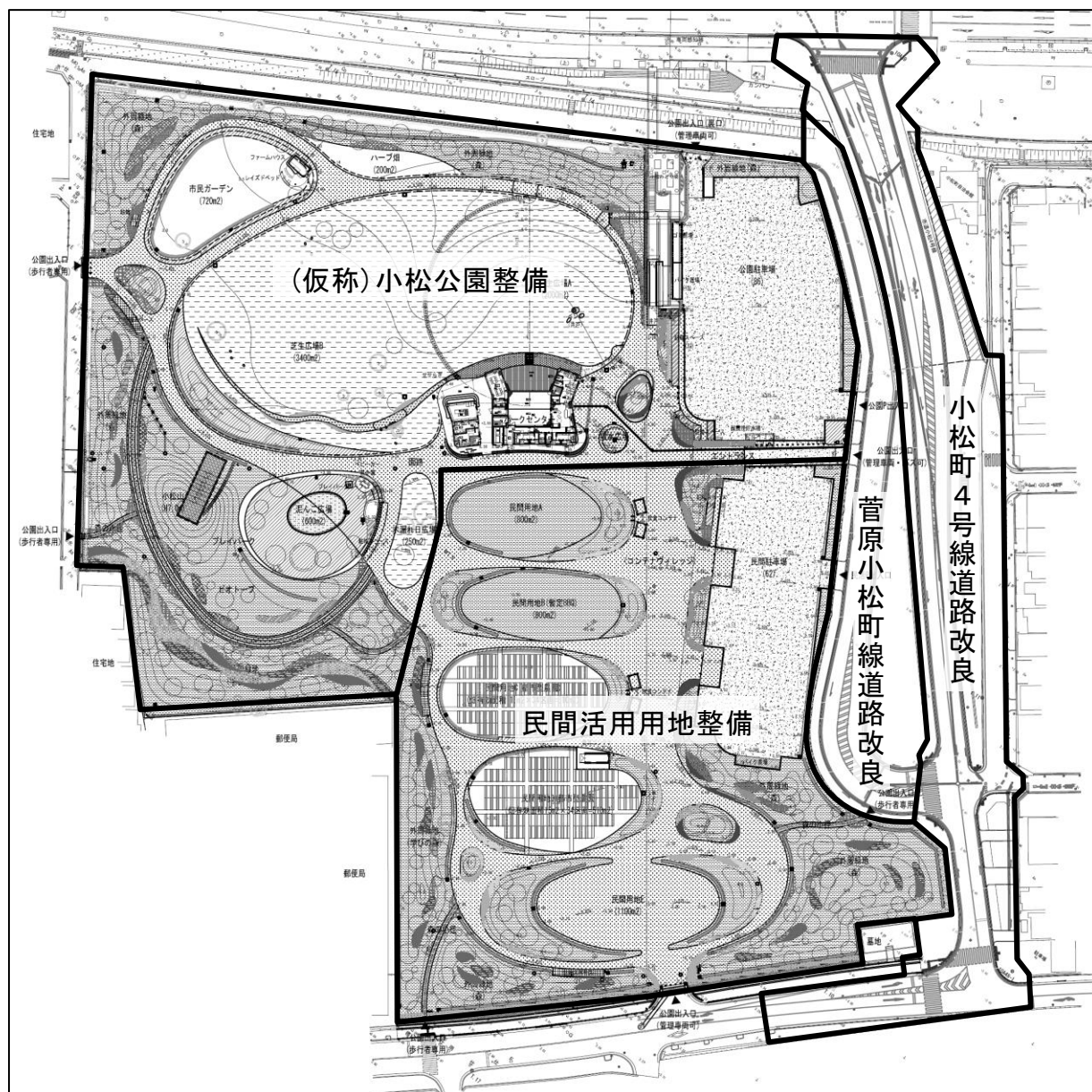
取締役常務執行役員支社長 増 田 亮 一



位置図



平面図



令和 3 年度 泉 大 津 市 一 般 会 計 補 正 予 算

(補正第7号)

令和 3 年度 泉大津市一般会計補正予算

令和 3 年度 泉大津市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 394,178 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,111,620 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 3 年 9 月 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		6,611,726	48,218	6,659,944
	1 国庫負担金	5,403,150	35,839	5,438,989
	2 国庫補助金	1,155,975	12,379	1,168,354
15 府支出金		2,105,833	2,016	2,107,849
	2 府補助金	419,847	2,016	421,863
17 寄附金		805,340	30,000	835,340
	1 寄附金	805,340	30,000	835,340
18 繰入金		1,570,234	308,945	1,879,179
	2 基金繰入金	1,504,099	308,945	1,813,044
20 諸収入		565,601	4,999	570,600
	5 雑入	459,279	4,999	464,278
歳 入 合 計		32,717,442	394,178	33,111,620

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3, 234, 597	289, 475	3, 524, 072
	1 総務管理費	2, 623, 490	289, 475	2, 912, 965
3 民生費		14, 086, 179	7, 683	14, 093, 862
	1 社会福祉費	5, 361, 889	1, 183	5, 363, 072
	2 児童福祉費	4, 725, 829	6, 500	4, 732, 329
4 衛生費		3, 856, 403	37, 195	3, 893, 598
	1 保健衛生費	950, 336	35, 839	986, 175
	2 清掃費	1, 221, 332	1, 356	1, 222, 688
6 商工費		239, 705	7, 300	247, 005
	1 商工費	239, 705	7, 300	247, 005
9 教育費		3, 397, 597	52, 525	3, 450, 122
	1 教育総務費	723, 656	17, 092	740, 748
	2 小学校費	968, 026	15, 023	983, 049
	3 中学校費	684, 283	10, 874	695, 157
	4 幼稚園費	310, 861	2, 000	312, 861
	5 社会教育費	529, 745	2, 725	532, 470

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	6 保健体育費	179,137	4,811	183,948
歳 出 合 計		32,717,442	394,178	33,111,620

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
例規整備支援業務委託料	令和4年度	1,210 千円

令和3年度泉大津市一般会計補正予算に関する説明書

(補正第 7 号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
14 国庫支出金	6, 6 1 1, 7 2 6
15 府支出金	2, 1 0 5, 8 3 3
17 寄附金	8 0 5, 3 4 0
18 繰入金	1, 5 7 0, 2 3 4
20 諸収入	5 6 5, 6 0 1
歳 入 合 計	3 2, 7 1 7, 4 4 2

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
4 8, 2 1 8	6, 6 5 9, 9 4 4
2, 0 1 6	2, 1 0 7, 8 4 9
3 0, 0 0 0	8 3 5, 3 4 0
3 0 8, 9 4 5	1, 8 7 9, 1 7 9
4, 9 9 9	5 7 0, 6 0 0
3 9 4, 1 7 8	3 3, 1 1 1, 6 2 0

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
2 総務費	3, 234, 597	289, 475
3 民生費	14, 086, 179	7, 683
4 衛生費	3, 856, 403	37, 195
6 商工費	239, 705	7, 300
9 教育費	3, 397, 597	52, 525
歳 出 合 計	32, 717, 442	394, 178

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3,524,072	1,529		30,000	257,946
14,093,862	3,250		150	4,283
3,893,598	35,839		1,356	
247,005				7,300
3,450,122	9,616		100	42,809
33,111,620	50,234		31,606	312,338

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 6,611,726	千円 48,218	千円 6,659,944

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 衛生費国庫負担金	273,240	35,839	309,079
計	5,403,150	35,839	5,438,989

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	344,637	1,529	346,166
2 民生費国庫補助金	374,961	3,250	378,211
5 教育費国庫補助金	91,318	7,600	98,918
計	1,155,975	12,379	1,168,354

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,105,833	千円 2,016	千円 2,107,849

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
8 教育費府補助金	47,121	2,016	49,137

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健衛生費負担金	35,839	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	1,529	マイナポイント事業費補助金
2 児童福祉費補助金	3,250	保育対策総合支援事業費補助金
1 小学校費補助金	5,400	学校保健特別対策事業費補助金
2 中学校費補助金	2,200	学校保健特別対策事業費補助金

節		説 明
区 分	金 額	
1 教育総務費補助金	380	地域ぐるみの学校安全体制整備補助金 148

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
計	419,847	2,016	421,863

補 正 前	補 正 額	計
千円 805,340	千円 30,000	千円 835,340

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 指定寄附金	805,330	30,000	835,330
計	805,340	30,000	835,340

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,570,234	千円 308,945	千円 1,879,179

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	936,673	312,338	1,249,011

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		道徳教育推進事業費補助金 200 医療的ケア等実施体制サポート事業補助金 32
2 社会教育費補助金	636	家庭教育支援事業費補助金
3 幼稚園費補助金	1,000	教育支援体制整備事業補助金

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務費寄附金	30,000	ガバメントクラウドファンディング寄附金

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	312,338	財政調整基金繰入金

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
6 ふるさと応援基金繰入金	290,443	250	290,693
12 地域環境基金繰入金	92,616	△3,643	88,973
計	1,504,099	308,945	1,813,044

補 正 前	補 正 額	計
千円 565,601	千円 4,999	千円 570,600

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 雑入	459,279	4,999	464,278
計	459,279	4,999	464,278

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 ふるさと応援基金繰入金	250	ふるさと応援基金繰入金
1 地域環境基金繰入金	△3,643	地域環境基金繰入金

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑入	4,999	地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業補助金

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 3, 234, 597	千円 289, 475	千円 3, 524, 072

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	1, 516, 834	2, 739	1, 519, 573	1, 529			1, 210
4 広報費	406, 303	30, 000	436, 303			30, 000	
17 諸費	90, 000	256, 736	346, 736				256, 736
計	2, 623, 490	289, 475	2, 912, 965	1, 529		30, 000	257, 946

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
11 役務費 12 委託料	1,529 1,210	2 一般事務事業（人事課） 1,210	12 委託料 例規整備支援業務委託料 1,210
		6 電算処理事業 1,529	11 役務費 人材派遣料 1,529
7 報償費 11 役務費 12 委託料 25 寄附金	9,000 1,969 5,801 13,230	5 ガバメントクラウドファンディング活用支援事業 30,000	7 報償費 ふるさと納税謝礼記念品 9,000
			11 役務費 郵便振替取扱手数料 5 寄附金クレジットカード収納システム手数料 314 寄附申込システム手数料 1,650
			12 委託料 ふるさと納税システム業務委託料 5,801
			25 寄附金 ガバメントクラウドファンディング活用支援寄附金 13,230
22 償還金、利子及び割引料	256,736	1 国・府支出金返還事業 256,736	22 償還金、利子及び割引料 国府補助金等返還金 256,736

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

補 正 前	補 正 額	計
千円 14,086,179	千円 7,683	千円 14,093,862

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 老人福祉費	2,206,987	1,183	2,208,170				1,183
計	5,361,889	1,183	5,363,072				1,183

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 児童福祉総務費	1,588,544	3,500	1,592,044	1,750			1,750
4 保育所費	816,538	1,500	818,038	750		75	675
8 認定こども園費	300,793	1,500	302,293	750		75	675
計	4,725,829	6,500	4,732,329	3,250		150	3,100

補 正 前	補 正 額	計
千円 3,856,403	千円 37,195	千円 3,893,598

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 予防費	542,621	35,839	578,460	35,839			
計	950,336	35,839	986,175	35,839			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	1,183	1 介護保険事業特別会計繰出金事業 1,183	27 繰出金 介護保険事業特別会計への繰出 1,183

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	3,500	27 保育環境改善等事業 3,500	18 負担金、補助及び交付金 保育環境改善等事業費補助金 3,500
10 需用費	1,500	2 保育所運営事業 1,500	10 需用費 消耗品費 1,500
10 需用費	1,500	1 認定こども園運営事業 1,500	10 需用費 消耗品費 1,500

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	35,839	4 予防接種事業（健康づくり課） 35,839	12 委託料 予防接種委託料 35,839

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
5 地域環境基金活用事業費	109,066	1,356	110,422			1,356	
計	1,221,332	1,356	1,222,688			1,356	

補 正 前	補 正 額	計
千円 239,705	千円 7,300	千円 247,005

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 商工業振興費	195,986	7,300	203,286				7,300
計	239,705	7,300	247,005				7,300

補 正 前	補 正 額	計
千円 3,397,597	千円 52,525	千円 3,450,122

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 教育支援センター費	118,678	16,687	135,365	6,618			10,069

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	1,356	26 新エネルギー導入促進事業 1,356	12 委託料 新エネルギー啓発事業委託料 1,356

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	7,300	1 産業振興対策事業 7,300	18 負担金、補助及び交付金 7,300 会社設立支援事業補助金 1,000 PCR検査場運営負担金 6,300

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
7 報償費	447	3 教育相談事業 0	
8 旅費	21		
10 需用費	90	6 家庭教育支援事業 636	7 報償費 447 講師謝礼 81 ボランティア謝礼 30 家庭教育支援員謝礼 288 合同協議会謝礼 48
12 委託料	16,051		
13 使用料及び賃借料	78		8 旅費 21 普通旅費

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4 教育指導費	101,991	405	102,396	348			57
計	723,656	17,092	740,748	6,966			10,126

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 学校管理費	897,219	15,023	912,242	1,650			13,373
計	968,026	15,023	983,049	1,650			13,373

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 学校管理費	645,839	10,874	656,713				10,874

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
			10 需用費 90 消耗品費 3 印刷製本費 87
			13 使用料及び賃借料 78 会場借上料
		7 情報環境整備事業（ 教育政策課） 16,051	12 委託料 16,051 通信環境整備委託料
7 報償費 230 8 旅費 158 10 需用費 11 11 役務費 6		5 明日を拓く学校づくり推進事業 201	7 報償費 32 講師謝礼
			8 旅費 158 普通旅費 118 費用弁償 40
			10 需用費 11 消耗品費
		13 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 204	7 報償費 198 スクールガードリーダー報償費
			11 役務費 6 傷害保険料

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
11 役務費 3,623 17 備品購入費 11,400		2 小学校運営事業 3,623	11 役務費 3,623 通信運搬費
		6 小学校教材整備事業 11,400	17 備品購入費 11,400 校用器具費

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
11 役務費 1,359 14 工事請負費 9,515		1 中学校運営事業 1,359	11 役務費 1,359 通信運搬費

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
計	684,283	10,874	695,157				10,874

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 幼稚園費	310,861	2,000	312,861	1,000		100	900
計	310,861	2,000	312,861	1,000		100	900

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
7 文化財保護費	11,201	125	11,326				125
10 勤労青少年ホーム費	7,722	2,600	10,322				2,600
計	529,745	2,725	532,470				2,725

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 体育振興費	13,686	4,811	18,497				4,811
計	179,137	4,811	183,948				4,811

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		5 中学校施設整備事業 (資産活用課) 9,515	14 工事請負費 9,515 補修工事費

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費	2,000	3 幼稚園運営事業 2,000	10 需用費 2,000 消耗品費

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
8 旅費	125	3 史料調査保存事業 125	8 旅費 125 費用弁償
12 委託料	2,600	2 勤労青少年ホーム維持管理事業 2,600	12 委託料 2,600 受付事務及び巡回・施錠業務委託料

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料 17 備品購入費	3,828 983	1 体育振興事業 4,811	12 委託料 3,828 施設予約システム追加設定委託料 △2,112 施設予約システム更新委託料 5,940 17 備品購入費 983 庁用器具費

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末
までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項		限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国 府 支出金	地方債	その他	
例規整備支援 業 務 委 託 料	補正前									
	補正後	1,210			令和4年度	1,210				1,210
合 計	補正額	1,210				1,210				1,210
	補正前 の 額	11,411,163		3,212,330		5,707,906	597,569	843,300	21,048	4,245,989
	計	11,412,373		3,212,330		5,709,116	597,569	843,300	21,048	4,247,199

令和 3 年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

(補正第 2 号)

令和 3 年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

令和 3 年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 64,713 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,889,338 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		1,367,725	1,182	1,368,907
	2 国庫補助金	378,864	1,182	380,046
3 支払基金交付金		1,499,886	6,621	1,506,507
	1 支払基金交付金	1,499,886	6,621	1,506,507
4 府支出金		781,135	8,318	789,453
	1 府負担金	725,629	8,318	733,947
6 繰入金		1,033,712	48,592	1,082,304
	1 一般会計繰入金	983,712	1,183	984,895
	2 基金繰入金	50,000	47,409	97,409
歳 入 合 計		5,824,625	64,713	5,889,338

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		159,563	2,365	161,928
	1 総務管理費	87,312	2,365	89,677
6 諸支出金		2,246	62,348	64,594
	1 償還金及び還付加算金	2,246	62,348	64,594
歳 出 合 計		5,824,625	64,713	5,889,338

令和3年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算 に関する説明書

(補正第 2 号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
2 国庫支出金	1, 3 6 7, 7 2 5
3 支払基金交付金	1, 4 9 9, 8 8 6
4 府支出金	7 8 1, 1 3 5
6 繰入金	1, 0 3 3, 7 1 2
歳 入 合 計	5, 8 2 4, 6 2 5

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
1, 1 8 2	1, 3 6 8, 9 0 7
6, 6 2 1	1, 5 0 6, 5 0 7
8, 3 1 8	7 8 9, 4 5 3
4 8, 5 9 2	1, 0 8 2, 3 0 4
6 4, 7 1 3	5, 8 8 9, 3 3 8

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
1 総務費	159,563	2,365
6 諸支出金	2,246	62,348
歳 出 合 計	5,824,625	64,713

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
161, 928	1, 182			1, 183
64, 594				62, 348
5, 889, 338	1, 182			63, 531

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,367,725	千円 1,182	千円 1,368,907

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
5 介護保険事業費補助金	0	1,182	1,182
計	378,864	1,182	380,046

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,499,886	千円 6,621	千円 1,506,507

(款) 3 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費交付金	1,424,345	6,621	1,430,966
計	1,499,886	6,621	1,506,507

補 正 前	補 正 額	計
千円 781,135	千円 8,318	千円 789,453

(款) 4 府支出金

(項) 1 府負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費負担金	725,629	8,318	733,947

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 介護保険事業費補助金	1,182	介護保険システム改修事業費補助金

節		説 明
区 分	金 額	
2 過年度分	6,621	介護給付費交付金

節		説 明
区 分	金 額	
2 過年度分	8,318	介護給付費負担金

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
計	725,629	8,318	733,947

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,033,712	千円 48,592	千円 1,082,304

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 その他一般会計繰入金	159,408	1,183	160,591
計	983,712	1,183	984,895

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費準備基金繰入金	50,000	47,409	97,409
計	50,000	47,409	97,409

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

節		説 明
区 分	金 額	
2 事務費繰入金	1,183	事務費繰入金

節		説 明
区 分	金 額	
1 介護給付費準備基金繰入金	47,409	介護給付費準備基金繰入金

(款) 4 府支出金

(項) 1 府負担金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 159,563	千円 2,365	千円 161,928

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	87,312	2,365	89,677	1,182			1,183
計	87,312	2,365	89,677	1,182			1,183

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,246	千円 62,348	千円 64,594

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 償還金	1	62,348	62,349				62,348
計	2,246	62,348	64,594				62,348

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	2,365	2 一般事務事業 2,365	12 委託料 2,365 介護保険システム改修委託料

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22 償還金、利子及び割引料	62,348	1 国庫支出金等返還金事業 62,348	22 償還金、利子及び割引料返還金 62,348

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

令和 3 年度 泉大津市病院事業会計補正予算

(補正第 1 号)

令和3年度泉大津市病院事業会計補正予算

第1条 令和3年度泉大津市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度泉大津市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条中「76,895千円」を「115,088千円」に改める。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	資本的収入	1,140,212千円	38,193千円	1,178,405千円
第3項	補助金	20千円	38,193千円	38,213千円
		支	出	
第1款	資本的支出	626,104千円	38,193千円	664,297千円
第1項	建設改良費	127,057千円	38,193千円	165,250千円

令和3年9月8日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

令和3年度泉大津市病院

資本的收入

収

款	項	目
1 資本的收入		
	3 補助金	
		1 補助金

支

款	項	目
1 資本の支出		
	1 建設改良費	
		2 固定資産購入費

事業会計補正予算実施計画

及び支出

入

既決予定額	補正予定額	計
千円	千円	千円
1,140,212	38,193	1,178,405
20	38,193	38,213
20	38,193	38,213

出

既決予定額	補正予定額	計
千円	千円	千円
626,104	38,193	664,297
127,057	38,193	165,250
121,857	38,193	160,050

令和3年度 泉大津市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

(単位:千円)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△ 861,581
減価償却費	302,490
固定資産除却費	2,000
貸倒引当金の増減額(△は減少)	4,175
退職給付引当金の増減額(△は減少)	14,289
賞与引当金の増減額(△は減少)	16,773
長期前受金戻入額	△ 35,019
支払利息	68,137
未収金の増減額(△は増加)	978
未払金の増減額(△は減少)	0
たな卸資産の増減額(△は増加)	0
その他流動資産の増減額(△は増加)	0
その他流動負債の増減額(△は減少)	0
その他(△は増加)	799
小計	△ 486,959
利息の支払額	△ 68,137
業務活動によるキャッシュ・フロー合計	△ 555,096

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 101,648
補助金による収入	38,193
看護師養成費貸付による支出	△ 1,244
投資活動によるキャッシュ・フロー合計	△ 64,699

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	1,000,000
一時借入れの返済による支出	△ 1,000,000
企業債による収入	800,000
企業債の償還による支出	△ 447,803
他会計長期借入金の返還による支出	△ 50,000
他会計からの出資による収入	340,162
リース債務の返済による支出	△ 44,962
財務活動によるキャッシュ・フロー合計	597,397

資金増加(減少)額	△ 22,398
資金期首残高	238,635
資金期末残高	216,237

令和３年度泉大津市病院事業会計補正予算に関する説明書

(補正第 1 号)

資本的收入

収

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 資本的收入		1,140,212	38,193	1,178,405
3 補助金		20	38,193	38,213
	1 補助金	20	38,193	38,213

支

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 資本の支出		626,104	38,193	664,297
1 建設改良費		127,057	38,193	165,250
	2 固定資産購入費	121,857	38,193	160,050

及び支出

入

各 目 明 細		
節	金 額	備 考
	千円	千円
2 府 補 助 金	38,193	大阪府新型コロナウイルス感染症 重点医療機関等設備整備事業補 助金 38,193

出

各 目 明 細		
節	金 額	備 考
	千円	千円
1 器 械 備 品 購 入 費	38,193	新型コロナウイルス感染予防対応 器械備品購入費 38,193

議案第 50 号

令和 2 年度泉大津市水道事業会計剰余金処分の件

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 2 年度泉大津市水道事業会計に係る利益剰余金を、別紙（案）のとおり建設改良積立金に積み立てる処分の議決を求める。

令和 3 年 9 月 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

「別 紙」

令和 2 年度泉大津市水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	5,149,702,019	318,067,035	542,428,531
議会の議決による処分数額	0	0	△271,214,265
建設改良積立金への積立	0	0	△271,214,265
条例による処分数額	0	0	0
処分後残高	5,149,702,019	318,067,035	(繰越利益剰余金) 271,214,266

認定第 1 号

令和 2 年度泉大津市一般会計及び特別会計決算認定 の件

令和 2 年度泉大津市一般会計及び特別会計決算（別冊）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、市議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

認定第 2 号

令和 2 年度泉大津市水道事業会計決算認定の件

令和 2 年度泉大津市水道事業会計決算（別冊）を地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、市議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

認定第 3 号

令和 2 年度泉大津市下水道事業会計決算認定の件

令和 2 年度泉大津市下水道事業会計決算（別冊）を地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、市議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

認定第 4 号

令和 2 年度泉大津市病院事業会計決算認定の件

令和 2 年度泉大津市病院事業会計決算（別冊）を地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、市議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一